

# 川内差し止め却下 不当決定

## 鹿児島地裁 九電主張うのみ

九州電力が再稼働にむけて準備をすすめる川内(せんだい)原発1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)の安全対策が不十分だと、鹿児島、熊本、宮崎の3県の住民12人が再稼働差し止めの仮処分を求めていたのにたいし、鹿児島地裁(前田郁勝裁判長)は22日、住民の申し立てを却下する決定を出しました。

(鹿児島県・園山絵理)

# 私達は屈しない



川内原発の差し止めを求めた仮処分が却下され、「不当決定」の垂れ幕を掲げた支援者(報告する中野達士(左)、鹿児島市)

## 住民側 即時抗告へ

### 再稼働止めるまで

#### 住民・支援者ら報告集会

川内原発(鹿児島県薩摩川内市)の再稼働を認めないよう求めた22日の仮処分決定で、鹿児島地裁が住民の訴えを退けた直後、弁護士らは「不当決定」私

達は「屈しない」の垂れ幕を、集まった150人の支援者らは「子どもたちとあるさを守るために川内原発再稼働反対」と書いた紙を掲げ、「最後まであきらめない」と決意を固めました。

地裁そばの会場では報告集会が開かれ、「再稼働を止めるまで最後までたたかいます」との決意が語られると、連帯の拍手がわき起こりました。

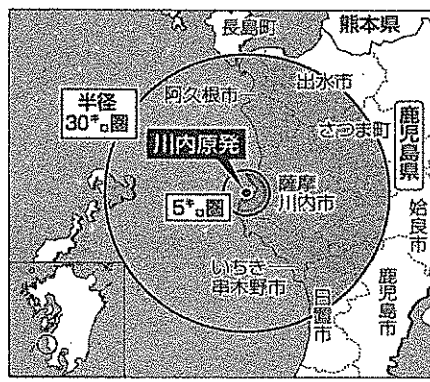
係争中の「原発なくそう」九州川内原発訴訟の一の原告団と弁護団

決定は、九電が従ったとする、原子力規制委員会が定めた新規制基準を、「最新の科学

的知見等に照らし不合理的な点は認められな」と追認したうえで、九電側の主張をほとんどうみにした不当なものです。

住民側は、これを不服として福岡高裁宮崎支部に即時抗告する予定です。

住民側は、基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)の想定が不十分、巨大噴火による火砕流の危険性がある、避難計画に実効性がない、と主張。九電がすすめるようにしている再稼働によって、住民らの生命・身体に危険が生ずる恐れがあるとして、運転差し止めの仮処分を求めていました。



4/23 五旗

# 人命軽視 新基準を擁護

今回の鹿児島地裁決定は、関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働を認めない仮処分を決定した14日の福井地裁の決定とは対照的な判断になりました。

東京電力福島第一原発事故以前、多くの司法判断は、原発に内在する危険性が、社会通念上無視しうる程度に小さければよいとし、「専門家の判断」を尊重するとの論理で国と原発事業者の主張を追認。福島原発事故以前に戻ったといわざるを得ないものです。

## 鹿児島地裁決定

決定は、九電が従ったとする原子力規制委の新規制基準を「専門家が相対期間の審議を経て策定したもの、不合理な点はない」と認定。主な争点である①地震対策の妥当性②巨大噴火の危険性③避難計画の実効性について、ことごとく九電側の主張を採用し、安全性が不十分だとした住民側の指摘を退けました。

「基準地震動」については、新規制基準では策定手法が高度化されてお

り、住民側が指摘した、基準地震動を超える揺れが存在が「新規制基準の不合理性を直ちに基礎付けるものではない」と新規制基準を擁護しました。

住民側が、巨大噴火の予知はできないとする火山学者の見解を踏まえ、「火砕流の到達前に使用済み核燃料を運び出すことができない」と指摘したことに対し、決定は、新規制基準の策定で火山学の専門家からも助言をうけているとし、「不合理なもの」とまではいえない」と退けました。

重大事故時の住民避難計画について、住民側は「要援護者など災害弱者の犠牲者が多数発生しかねない」と具体的に指摘しましたが、「二心の合理性、実効性を備えている」として、住民の生命身体の安全を軽視していません。

福島原発事故後、国民の意識が決定的に変化した。「原発ゼロ」、原発再稼働を認めない方向に変わっています。「ひるむことなく、たたかいを続ける」（弁護団）流れをおしとめることはできません。

（原田浩一朗）

## 到底承服はできない



3・11鹿児島集會実行委員会事務局長 向原祥隆さん

この仮処分申請却下は、到底承服できません。九州電力は、住民からこれだけ多くの疑問・不安がだされているのに、まともに説明もしていません。九電にたいして、ひきつづき

## 避難計画 合理性ない



説明会の開催をもとめ九電は川内原発の再稼働をすすめていきます。

九州川内原発訴訟原告団長、仮処分申立人の一人 森永明子さん

ずっと川内原発の安全への疑問を投げかけてきました。今回こそ、時間をかけて考え、答えてくれるのかと期待しましたが、残

## 再稼働ノ一 声もつと



決定では、避難計画念です。

共産党鹿児島県議 まつぎまき真琴さん

福井地裁が関西電力高浜原発3、4号機の再稼働差し止めの仮処分決定を出した直後、川内原発も高浜原

# 住民の不安や疑問に答ええず

について「合理性、実効性を備えている」と書いてありますが、住民としてはそうは思っていないません。被ばくすることを前提にした計画であることが指摘されましたが、回答はありませんでした。残念です。

発と同じ「新規制基準」で審査されているわけですから、良識ある司法判断を期待していただけない、非常に残念です。

福島原発事故で原発と人類は共存できないということははっきりしており、これからも、川内原発再稼働を許さない世論と運動をいっそう強めていこうと決意しています。